

# 死刑廃止を考える

2014  
第28号

## 死刑廃止検討委員会ニュース

編集責任  
日本弁護士連合会 死刑廃止検討委員会

### ●主な内容●

- ・死刑に関するアメリカ合衆国カリフォルニア州(サンフランシスコ市)調査報告 ……3
- ・袴田事件と飯塚事件 ……3
- ・谷垣法務大臣による5回目の死刑執行… 3
- ・シンポジウム「死刑を廃止したEUからの国際社会の動き」……4
- ・日弁連及び弁護士会による死刑場視察の申入れ ……4
- ・弁護士会の活動紹介 Part3…… 4

## 死刑に関するアメリカ合衆国カリフォルニア州(サンフランシスコ市)調査報告

### 調査報告

事務局次長 堀 和幸(京都)

### 調査に至る経緯、目的等

カリフォルニア州では、死刑は存置されていますが、2007年以降執行はされておらず(薬物注射による執行が連邦地裁により違憲とされたため)、また、2012年に死刑廃止に関する州民投票が行われ、廃止法案は否決されたものの、52%対48%という僅差であり、死刑廃止に向けての活動が非常に活発になされています。

そこで、カリフォルニア州では死刑の存廃についてどのような議論がなされているのか、廃止論がかなりの支持を得ているのはなぜかを調査するため、同州(サンフランシスコ市)に行くことになりました(調査団は死刑廃止検討委員会委員等の18名。現地での調査期間は2014年3月17日から21日まで)。

### 調査の結果

#### ▼1 コスト論

(1) 周知のとおり、アメリカでも死刑判決、執行はともに減少傾向にあり、既に18州で死刑は廃止されています。このような死刑減少(廃止)の理由としては、えん罪の可能性、人種的及び地域的格差、犯罪抑止力のない(乏しい)こと等が挙げられますが、2012年の州民投票の中心は、「コスト論」でした。

(2) アメリカでは、死刑事件について特別な手続がとられます。審理は、確定前手続(有罪無罪及び量刑を定める手続)が三審制(州地裁、州最高裁、連邦最高裁)であることに加え、その後も、確定前審理の手続が公正になされたか

を審査する確定後手続が、州段階、連邦段階で各三審制で行われます。すなわち、九審制(段階)であり、アメリカ司法省の報告によれば、確定前手続の終了から執行まで平均して16年かかるとされています。そして、そのすべての段階において公選弁護士が選任され、ABA(アメリカ法曹協会)のガイドラインに定められているとおり、2名以上の弁護士が、調査員と協力して、事実関係、情状関係等を徹底的に調査しなければなりません。

(3) このような長期にわたる充実した弁護活動のための費用が高額になることは当然で、1件当たり数億円とも言われており、州民投票に向けてなされた調査によると、カリフォルニア州では、死刑事件の審理、死刑事件被告人や死刑確定者の収容のために年間約184億円がかかるとされています。

(4) このような状況の中で、死刑を廃止し、これに充てていた費用を、治安や教育制度の改善、被害者(遺族)の支援等に回すべきであるというのが、「コスト論」です。これを基調とする死刑廃止論は、従来の死刑廃止論者のみならず、犯罪被害者(遺族)や警察官、刑務官等法執行に携わる人々からも一定の支持を得ることができ、これが48%という高い数字につながりました。

#### ▼2 活発な市民運動

死刑廃止のための州民投票の中心となったのは、DPF(Death Penalty Focus)等の市民運動組織です。

DPFは、サンフランシスコを拠点として死刑廃止に取り組んで



DPFのスタッフの方々と

いる市民団体で、少なくとも日本市民団体に比べれば豊富な資金と、著名人を含む広範な人脈を活用し、現在は、2年後(2016年)に予定されている州民投票で死刑廃止を実現するための準備を進めています(今回の調査はすべて、DPFの日本人スタッフである大谷洋子さんにアレンジしていただいたものです)。

#### ▼3 まとめ

以上述べたように、カリフォルニア州をはじめ、アメリカでは、「コスト論」を中心とした死刑廃止運動が展開されており、これを支えているのは、活発な草の根の市民運動です。

「コスト」論そのものは日本には当てはまらないとは思いますが、その背景にある死刑事件に関する厳格な手続(いわゆる「スーパードュー・プロセス」)の導入については、我々も積極的に検討する必要があるのではないのでしょうか。

## 袴田事件と飯塚事件

委員長代行兼副委員長 小林 修(愛知県)

2014年3月、死刑再審事件で対照的な決定が出ました。3月27日に静岡地方裁判所が袴田事件で袴田巖氏に対する再審開始と死刑及び拘置の執行停止を決定し、3月31日に福岡地方裁判所が飯塚事件で亡く間三千年氏の遺族による再審請求を棄却したのです。この二つの決定はどのような問題を提起しているのでしょうか。

#### ▼袴田事件

袴田事件は、1966年に旧清水市(現静岡市清水区)で発生した強盗殺人・放火事件です。強要された自白と公判中に発見されたという5点の衣類が決め手となった。袴田氏に対して死刑判決が言い渡され、確定していました。これに対して、今回の決定は、大幅な証拠開示を認めた上で、「とりわけ、5点の衣類等のDNA鑑定関係の証拠及び5点の衣類の色に関する証拠」から、5点の衣類

#### ▼飯塚事件

飯塚事件は、1992年に福岡県飯塚市で発生した女児誘拐・殺人事件です。DNA鑑定の結果が主要な証拠とされ、久間氏に対して死刑判決が言い渡され、確定していました。久間氏は確定の2年後に死刑を執行されてしまいました。その直前には、同一方法の

が捜査機関によってねつ造された疑いがあり、有罪認定には合理的な疑いが生じるとして、再審を開始する決定をしました。そして、「国家機関が無実の個人を陥れ、45年以上にわたり身体を拘束し続けたことになり、刑事司法の理念からは到底耐え難い」として、死刑の執行停止に加えて拘置の執行も停止したのです。決定当日、袴田氏は48年ぶりに釈放されました。しかし、検察官が即時抗告を申し立てたため、再審開始決定は未だ確定していません。

#### ▼死刑えん罪の問題

こうした決定を見ると、死刑えん罪は今でも存在していること、それは捜査機関が証拠を隠していたため救済されなかったこと、そして、久間氏のように死刑を執行されてしまうと、取り返しのつかないものであることを改めて痛感させられます。全面的証拠開示、検察官上訴の禁止、死刑確定者の国選弁護制度などの刑事司法改革とともに、死刑のない社会が望ましいことを見据え、死刑廃止についての全社会的議論を今こそ行わなければならないと思います。当委員会は、その先頭に立つ決意です。

今回の調査先は、DPFのように死刑廃止に取り組んでいる団体のみならず、受刑者の処遇改善や更生(早期の社会復帰)に取り組んでいる団体、死刑事件を担当する弁護士(の団体)、死刑の研究者、死刑廃止を支持している州上院議員等多岐にわたりました。詳細は報告書としてまとめる予定ですが、いずれにしても、カリフォルニア州では、このような人々、団体が相互に連携しつつ、死刑に関する現状の改善(死刑事件手続や弁護活動、死刑確定者の処遇等の改善)と、将来の死刑廃止のための活動が繰り返されています。

## 谷垣法務大臣による5回目の死刑執行

2014年6月26日、大阪拘置所において、1名に対し死刑が執行されました。谷垣法務大臣による5回目の死刑執行で、極めて遺憾な事態です。

日弁連は、執行当日、直ちに「死刑執行に強く抗議し、改めて死刑執行を停止し死刑廃止について全社会的議論を開始することを求める会長声明」を発表し、谷垣法務大臣宛て提出しました。会長声明は、日弁連のホームページ(HOME > 日弁連の活動 > 会長声明・意見書等 > 会長声明・日弁連コメント > 2014年)にて御覧いただけます。

また、各地の弁護士会も会長声明を発表しています。

# シンポジウム

## 「死刑を廃止したEUからのメッセージ」と 死刑廃止についての国際社会の動き

委員 田鎖 麻衣子(第二東京)

### ▼シンポジウム

本年3月12日、弁護士会館において、「死刑を廃止したEUからのメッセージ」と題するシンポジウムを開催しました。死刑廃止を加盟条件とするEUは、全世界で死刑が廃止されることを目指して活動を行っており、英国はその中でも中心的な役割を担っています。EUからのメッセージを契機に、国内での議論を広げ、深める機会とすべく、駐日英国大使を招いて本シンポジウムを開催する運びとなりました。

山岸憲司会長(当時)の開会挨拶に続き、ティム・ヒッチンス駐日英国大使が日本語で講演されました。1948年にひとりの下院議員が死刑廃止法案を提出してから、1965年の同議員提出法案による執行停止、1969年の通常犯罪に対する死刑廃止、そして1998年の全面廃止に至るまでの50年の道のりを紹介しました。谷垣法務大臣も依拠する死刑存置の根拠について、死刑の犯罪抑止力は証明されておらず、また、世論は変容するものであり、政府には民意を導く義務もあると強調されました。政府が国民と率直に対話し、十分な情報に基づき議論が行われるようになりたい、と締め括りました。

後半のパネルディスカッションでは、太田達也氏(慶應義塾大学法学部教授)が日本の現行死刑制度とその運用上の問題点を解説しました。井田香奈子氏(朝日新聞論説委員)からは、死刑容認の回答が導かれる内閣府世論調査や、裁判員裁判における死刑、情報公開の在り方などについて問題提起がなされました。杉浦正健(元法務大臣・第一東京)からは、死刑執行が繰り返される現状に対し「根本的な解決としては死刑を廃止するしかない」との発言がありました。新井宏明(第一東京)は、

真に凶悪な罪を犯した者に死刑が科されるくてもよいのかとしつつ、「この問題にタプアがあつてはならない」と議論の必要性も強調しました。

就任直前の村越進会長をはじめ100名を超える会員・市民が出席する中、様々な立場からの意見が交わされ、日弁連の提唱する「全社会的議論」へとつながるシンポジウムとなりました。

### ▼国際社会の動き

「全社会的議論」の喚起は、2008年の国際人権(自由権)規約委員会による日本審査以降、強調されてきた事項の一つでもあります。すなわち、日本政府に対しては「世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討し、必要に応じて、国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきである」との勧告がなされました。それから6年後の本年7月15日・16日の両日には、第6回目となる日本政府報告書の審査が行われます。日弁連からも自由権規約問題ワーキンググループの委員を中心に多くの会員がジュネーブに渡ります。注目されるのは日本政府代表団の対応ですが、事前に提出された報告書からは、対話に拒絶的な従来の姿勢に変化の兆しは見られませんが、昨年(2013年)の国連拷問禁止委員会による第2回審査で要求されたフォローアップ報告書を、日本政府は期限であった本年5月末までに提出せず、本稿を執筆している6月末現在も未提出状態が続いています。また、全社会的議論の前提として不可欠な、市民社会に対する情報の開示についても変化がないまま、死刑制度を含む「基本的法制度に関する世論調査」が内閣府により実施されようとしていることは大きな問題です。ただし、この点に関しては、

EUや欧州各国が資金を拠出し、よりバイアスのない世論調査の実施が準備されつつあり、政府の世論調査の手法が国際的な注目と批判を浴びることが予想されます。

本年は国際人権(自由権)規約の第二選択議定書(いわゆる死刑廃止条約)が採択されてから25周年の節目にあたります。自由権規約の締約国168か国中、同議定書

の批准国は81か国に上り(本年6月現在)、本年上半期だけでガボン、エルサルバドル、ポーランドが批准しました。年末には国連総会で2年に一度のモラトリアム決議(死刑存置国に執行停止を求める決議)が採択される見込みですが、焦点は、採択の有無ではなく、賛成国がどれだけ増え、反対乃至棄権の国がどの程度減るかにあります。死刑制度の廃止に向け刻々と動く国際社会の動きの中で、日本だけが全く何らの影響も受けないということはあり得ません。今や国際社会にも広くネットワークを広げる日弁連の活動は、変化への大きな原動力となりつつあります。

(追記・第6回審査を受けた国際人権(自由権)規約委員会からの勧告の全文は日弁連のホームページ(国際人権ライブラリー)に追って掲載される予定です。)

## 日弁連及び弁護士会による 死刑場視察の申入れ

日弁連や各地の弁護士会は、かねてから死刑に関する情報公開の一環として、死刑場の視察を認めるよう申入れを行ってきました。

日弁連では、改めて、「当連合会及び弁護士会による死刑場視察の申入書」を谷垣法務大臣宛て提出しました(2014年5月22日付け)。申入書の詳細は日弁連のホームページ(HOME > 日弁連の活動 > 会長声明・意見書等 > 意見書等 > year > 2014年)にて御覧ください。

# 弁護士会の活動紹介

# Part 3

## 横浜弁護士会

委員 櫻井 みぎわ

横浜弁護士会では、本年2月18日に「死刑を考える日」として、名張毒ぶどう酒事件の再審弁護士団から河井匡秀(東京)をお招きし、お話を聞きながら、映画「約束 名張毒ぶどう酒事件 死刑囚の生涯」の上映会を行いました。

河井会員の講話は情熱に溢れ、また、映画は本事件の問題点を分かりやすくえぐり出すものでしたので、いずれも大変好評で、今後このような集会を催してほしいとの声が相次ぎました。

当会では、7月26日にも、袴田事件再審弁護団の戸館圭之(第二東京)及び袴田ひで子さんをお招きし、映画「BOX 袴田事件 命とは」を上映します。

## 山梨県弁護士会

委員 中澤 秀昭

山梨県弁護士会は、本年1月11日、市民の方々に向け、映画「約束 名張毒ぶどう酒事件 死刑囚の生涯」の上映会を開催しました。

本上映会は二部構成で、第一部で映画の上映を行い、第二部では名張毒ぶどう酒事件再審弁護団の一員である河井匡秀(東京)をお招きして「冤罪と死刑 名張毒ぶどう酒事件」と題する講演を行いました。河井会員は、名張毒ぶどう酒事件のような死刑えん罪事件が現実存在する以上、えん罪防止のための施策が取られなければならないし、死刑そのものを廃止する必要があると訴えました。

## 和歌山弁護士会

委員 木下 智仁

和歌山弁護士会では、死刑廃止の検討に関しては、人権擁護委員会が所管しています。

本年1月31日、人権擁護委員会の委員を中心に、「死刑制度を考える」と題するシンポジウムを開催しました。

本シンポジウムでは、伊藤真(東京)をお招きして、死刑制度についての講演を行い、その後、映画「約束 名張毒ぶどう酒事件 死刑囚の生涯」を上映しました。

参加者からは、「死刑制度の是非について考える機会になりました。」等の感想をいただきました。

今年度も人権擁護委員会委員を中心として、死刑制度に関するシンポジウムを年明けに開催することを予定し、現在担当者間で内容等について検討をしています。

## 沖縄弁護士会

委員 釜井 景介

沖縄弁護士会では、本年4月19日、死刑制度を考える連続シンポジウム(九州弁護士会連合会企画)第3回「死刑制度を考える」弁護士の視点、検察官の視点から」を開催しました。死刑廃止の立場から日弁連死刑廃止検討

## 秋田弁護士会

委員 佐々木 俊幸(2013年度委員)

本年2月8日、秋田市文化会館において「死刑を考える日」を開催しました。

秋田弁護士会として3回目の開催となる今回は、韓国映画「私たちの幸せな時間」の上映と、日弁連死刑廃止検討委員会の事務局長である小川原優之(第二東京)による講演「死刑について考える」韓国の死刑制度の実情を踏まえて」を行いました。

講演では、2012年に日弁連が行った韓国調査を踏まえ、死刑の執行を停止している韓国の状況や日本の死刑制度の問題点、日弁連の活動についてお話がありました。

当日は、約180名の市民・会員が参加しました。参加者のアンケートでは、「映画も大変なためになった。講演を聞いてもっと死刑を考えてみたいと思った。」との感想もあり、多数の市民とともに死刑制度について考えを深める機会となりました。